

6-3
98

国立学校設置法の一部を改正する法律案の概要説明

国立大学に包括された旧制諸学校の廃止（第三條の改正）
国立学校に包括された旧制の諸学校のうち四年制のもの及び東京大学
附屬医学専門部七つの医学部は、募集停止のため昭和二十六年度限り
職員及び生徒の定員がなくなるのでこれらを第三條の表から削除した。
その内訳は次の通りである。

一 専門学校	農専	九	（獣医専攻科設置に伴うもの）	八	二十校
	医専	八	（東京、京都、東北、九州、新潟、岡山、千葉、金沢）	農教一	
	美術	一			
	音楽	一			
	体育	一			

二 高等師範学校、女子高等師範学校等

（備考）昭和二十七年年度以後なを廃るものは次の通りである。計二十九校

旧制大学（三年制のものは、昭和二十八年三月まで、四年制のものは同二十九年三月まで存続する。）
計二四校

水産専（遠洋漁業科専攻科設置に伴うもの）
計一校
その他 第一水産講習所、海務学院
計二校

二 国立大学の学部新設（第三條の改正）

大学の名称	学部等の旧名称	学部の新名称	備考
北海道大学	農学部 獣医学部	獣医学部	学部の充実に伴う分離独立
茨城大学	県立農科大学	農学部	公立学校の国立移管
岐阜大学	県立大学 工学部	工学部	公立学校の国立移管

三 国立短期大学（夜間授業を行うもので国立大学に併置）の設置（第三條の改正）

短期大学の名称	年限	定員	備考
小樽商科大学短期大学部	三年	八〇人	
福島大学経済短期大学部	三年	八〇人	
千葉大学工業短期大学部	三年	六〇人	

四 国立大学附置研究所の合併廃止（第四條の改正）

大学名	研究所名	備考
東北大学	ガラス研究所	合併 水溶液研究所に合併
東京大学	立地自然科学研究所	廃止

五 国立大学の学部附置学校、教育施設及び研究施設の整備（第五條の改正）
ノ新設したもの

イ 附置学校

高等師範学校、女子高等師範学校の廃止に伴い小学校二校、中学校三校、高等学校五校、幼稚園二校計十二校をそれぞれ当該大学学部の附置学校として置くこととした。

この外、岐阜大学に附置小学校を新設したこと及び旧東京高等師範学校の廃止に伴い附置の小学校、中学校、高等学校を東京教育大学の附置学校として置くこととした。

ロ 教育施設

- 助産婦学校 四（北海道、東北、大阪大、九州大）
- 歯科衛生士学校 一（東京医科歯科大学）
- 歯科技工士学校 一（東京医科歯科大学）

診療エックス線技術学校一（大阪大学）
をあらたに設置した。

ハ その他研究施設

- 練習船 三（北海道大学、東京水産大学、鹿児島大学）
- 農場 二（茨城大学、静岡大学）
- 分院 一（群馬大学）
- その他の研究施設 三

- 北海道大学 海草研究施設
- 東北大学 地震観測所
- 九州大学 結核研究施設

をあらたに設置した。

六国立学校に置かれる職員（別表第一の改正）

区分	二十六年定員	二十七年定員	比較増減	備考
国立大学 二十六年当初の定員	六二、一八六	六〇、五五二	△一、六三四	県立学校合併、東京医科歯科大学及び学部学科の学年進行等による増員と医専廃止及び定員法改正による減員との差引したるもの
高等学校 二十六年当初の定員	四一四	四〇九	△五	
合計	六二、六〇〇	六〇、九六一	△一、六三九	

